

平成29年度堺都市再生事務所普通自動車リース

入札説明書

独立行政法人都市再生機構西日本支社の調達契約に係る入札公告（平成29年9月15日付）に基づく入札については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

- 1 入札等実施要領
- 2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務
- 3 総合評価に関する事項
- 4 契約書（案）
- 5 入札心得書
- 6 入札書及び封筒（様式）
- 7 使用印鑑届及び委任状（様式）
【別冊】仕様書

1 入札等実施要領

1 契約担当役の氏名及び名称

独立行政法人都市再生機構西日本支社 支社長 西村 志郎

2 調達内容

(1) 件名及び数量

平成 29 年度堺都市再生事務所普通自動車リース 1 台

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 契約期間

平成 29 年 12 月 8 日（金）の納車が可能な最短の車両登録日から 60 か月間

(4) 納車場所

大阪府堺市堺区七道西町 22 グランデージイワサキ B
独立行政法人都市再生機構西日本支社堺都市再生事務所

3 入札保証金及び契約保証金

免 除

4 仕様書に関する質問と回答

(1) 仕様書に関する質問は、「質問書」（任意様式）による。

イ 提出期間 平成 29 年 10 月 3 日（火）から平成 29 年 10 月 6 日（金）まで

ロ 提出場所

〒590-0911 大阪府堺市堺区七道西町 22 グランデージイワサキ B

独立行政法人都市再生機構西日本支社堺都市再生事務所

ハ 提出方法 持参又は書留郵便による郵送とする。郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。なお、封筒に「質問書在中」と朱書すること。

(2) 質問書の回答は、「回答書」の閲覧をもって行う。

イ 閲覧期間 平成 29 年 10 月 18 日（水）から平成 29 年 10 月 19 日（木）

ロ 閲覧場所 4 (1) ロに同じ。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目 6 番 85 号
独立行政法人都市再生機構西日本支社総務部経理課

(2) 入札書の受領期限及び提出方法

イ 受領期限 平成 29 年 10 月 19 日（木） 17 時 00 分

ロ 提出方法 持参又は書留郵便による郵送とする。郵送の場合は、受領期限までに必着のこと。

(3) 開札の日時及び場所

イ 日 時 平成 29 年 10 月 20 日（金） 10 時 00 分

ロ 場 所 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目 6 番 85 号
独立行政法人都市再生機構西日本支社入札室

6 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 支払条件

当月分のリース料については、月末締め翌月末払いとする。

8 入札方式等

(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額（月額）を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法は、本入札説明書に従い書類、資料、入札書を提出した入札者であって、本入札説明書 2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務 1 の競争参加資格及び仕様書に記載する要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が当機構の予定価格の制限の範囲内で最低価格の入札者をもって落札者とする。

(3) 落札者がいないときは、ただちに再度の入札を行うものとする。

(4) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

(5) 本業務において、入札に参加する者が関係法人 1 者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

(6) 入札参加者は、入札及び見積心得書（物品購入等）を熟読し、入札及び見積心得を遵守すること。

9 問い合わせ先

〒590-0911 大阪府堺市堺区七道西町 22 グランデージイワサキ B

独立行政法人都市再生機構西日本支社堺都市再生事務所

電話 072-282-7722

2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務

1 競争参加資格

(1) 次の者は、競争に参加する資格を有しない。

イ 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者。

ロ 入札書の受領期限の日において、当機構から本件借入場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中の者。

ハ 入札書の受領期限の日から起算して2年前の日以降において、次に掲げる者の一に該当する者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

(イ) 当機構との契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

(ロ) 当機構が執行した競争入札において公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

(ハ) 当機構との契約に当たり落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

(ニ) 当機構との契約において監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

(ホ) 当機構との契約において正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

(ヘ) (イ)～(ホ)に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

(ト) (イ)～(ヘ)に該当する者を入札代理人として使用する者。

ニ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者もしくはこれに準ずる者

(2) 次の要件をすべて満たしている者であること。

イ 平成29・30年度独立行政法人都市再生機構西日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、開札時まで業種区分「物品役務」の資格を有すると認定された者であること。

なお、競争参加資格を有しない入札者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格審査等に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社総務部経理課

電話 06-6969-9019

- ロ 提案する物品が、仕様書に記載する要求要件をすべて満たしていることを別紙1「性能等証明書」により証明した者であること。

2 競争参加者に求められる義務

- (1) 本競争の参加希望者は、別記様式1の競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び上記1(2)イ及びロに記載する必要な証明書等（以下「証明書」という。）を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

① 提出期間：平成29年9月15日（金）から平成29年10月2日（月）（競争確認審査基準日という。）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後4時まで。

② 提出場所：独立行政法人都市再生機構西日本支社堺都市再生事務所

③ 提出方法：「申請書」及び「証明書」の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

なお、1(2)イの認定を受けていない者は、競争確認審査基準日までに1(2)イの認定を受けることにより、「申請書」及び「証明書」を提出することができる。

- (2) 「申請書」は、複写して2部（1部は受付控えとして返却する。）提出すること。併せて平成29・30年度物品等に係る競争参加資格認定通知書の写しを添付すること。

なお、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分の切手を貼った長3号封筒を提出すること。

- (3) 1(2)ロに掲げる性能等に関する書類（別記様式1別紙「性能等証明書」）を提出すること。

提出された「証明書」は、機構において審査するものとし、契約担当役が仕様書に照らし採用し得ると判断した「証明書」を添付した場合のみを落札決定の対象とする。

- (4) 競争参加資格の確認は、「申請書」及び「証明書」の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、平成29年10月11日（水）までに書面で通知する。

3 その他

- (1) 入札に必要な提出書類等の作成及び提出に要する費用は、競争参加者の負担とする。
- (2) 契約担当役は、提出された書類を審査の実施以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 当機構に一旦提出された書類は返却しない。
- (4) 当機構に一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 入札者が自己に有利な虚偽又は不正な記載をしたと判断される場合には、審査等の対象としない。

- (6) 申請書及び証明書に関する問い合わせ先

独立行政法人都市再生機構西日本支社堺都市再生事務所 電話 072-282-7722

- (7) 申請書及び証明書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (8) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人が一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

1. 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構との間の取引高が総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ②当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

2. 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④者応札又は1者応募である場合はその旨

3. 当方に提供していただく情報

- ①約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機

構における最終職名等)

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4. 公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内

別記様式 1

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 西 村 志 郎 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

連絡者氏名

所属・電話番号

平成 29 年 9 月 15 日付で掲示のありました、『平成 29 年度堺都市再生事務所普通自動車リース』の競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務等の 1 「競争参加資格」
(2)イに定める競争参加資格認定通知書の写し
- 2 2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務等の 1 「競争参加資格」
(2)ロに定める性能等に関する書類（別紙「性能等証明書」）及び証明する書類

注) なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留分料金を加えた所定の料金の切手を貼った長 3 号封筒を申請書と併せて提出願います。

(別紙)

平成 年 月 日

性能等証明書

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 西 村 志 郎 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

本入札において提案する物品が、仕様書に記載する要求要件をすべて満たし、当該物品の性能等について下記のとおり相違ないことを証明します。

	ミニバンタイプ	提案する自動車の性能等	備 考
1	車 名		
2	型 式		
3	乗車定員 (人)		
4	総排気量 (cc)		
5	燃費値 (km/L) JC08 モードによる値又は J0C モード換算値		
6	車体サイズ (全長×全幅×全高) (mm)		

※主要諸元、装備等が記載されている書類 (カタログ等) を添付すること。

4 契約書 (案)

契 約 書

賃借人独立行政法人都市再生機構と賃貸人 は、自動車（以下「物件」という。）の賃貸借に関する契約を次のとおり締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、賃借人と賃貸人が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 月 日

賃借人 住 所 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
氏 名 独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 西 村 志 郎

賃貸人 住 所
氏 名

印

(総則)

第1条 賃貸人は、この契約の定めるところにより、賃貸人の所有物である物件を賃借人の使用に供するものとし、賃借人はその使用の対価として賃貸人にその賃貸料を支払うものとする。

(債権の譲渡等)

第2条 賃貸人は、この契約により賃借人が使用中の物件に質権及びその他の担保権を設定してはならない。

2 賃貸人は、賃借人の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に対し、この契約に基づく債務の全部若しくは一部の履行を委任し、又はこの契約により生じる債権を譲渡し、又はこれらの債務若しくは債権を承継させてはならない。

(契約期間)

第3条 この契約のリース期間（以下「契約期間」という。）は平成29年〇月〇日から平成34年〇月〇日までとする。

(物件及び設置場所)

第4条 物件の種類、数量及び設置場所は別紙仕様書のとおりとする。

2 賃借人は、物件の設置場所を変更するときは、事前に賃貸人の承諾を得て行うものとし、その費用は賃借人が別途負担するものとする。

(物件の納入及び据付調整)

第5条 賃貸人は、車両登録日以降速やかに正常に使用できるように納入し、かつ、据付調整を行うものとし、据付調整が完了したときは、設置場所の長又はその指定する職員の検

査を受けるものとする。

(賃貸料)

第6条 物件の賃貸料は、月額金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円）とする。

2 第3条の規定による契約期間が1か月に満たない場合及び第13条の規定によりこの契約が解除された場合における当該解除の日が月の中途である場合の当該月の賃貸料は、1か月を30日として日割計算して得た額とし、日割計算により得た額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(賃貸料の支払方法)

第7条 賃貸人は、当月分の賃貸料については、翌月1日以降賃借人に対して支払請求書により請求するものとし、賃借人は、当該支払請求書を受理した日から起算して30日以内にこれを賃貸人に支払うものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第8条 賃貸人の責めに帰すべき事由により賃貸借を履行することができない場合においては、賃借人は、損害金の支払いを賃貸人に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、本契約期間中の賃貸料の総額から支払済みの賃貸料を控除した額について、その翌日から起算して、遅延日数1日につき年(365日当たり)5%の割合で計算した額とする。

3 賃借人が前条の期間内に支払いをしなかったときは、賃貸人は、その翌日から起算して、遅延日数1日につき年(365日当たり)2.7%の割合で計算した遅延利息の支払いを賃借人に請求することができるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第8条の2 賃貸人が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、賃貸人は、賃借人の請求に基づき、本契約期間中の賃貸料の総額の10分の1に相当する額を違約金として賃借人の指定期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、賃貸人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は賃貸人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が賃貸人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が賃貸人又は賃貸人が構成事業者である事業者団体(以下「賃貸人等」という。)に対して行われたときは、賃貸人等に対する命令で確定したものをいい、賃貸人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実

行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、賃貸人等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が賃貸人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、賃貸人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 賃貸人が前項の違約金を賃借人の指定する期間内に支払わないときは、賃貸人は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を賃借人に支払わなければならない。

（物件の使用及び管理）

第9条 賃借人は、善良なる管理者の注意をもって物件を管理するものとする。

2 賃借人は、事前に書面により賃貸人の承諾を得た場合を除き、物件を転貸、改造等原状の変更をしてはならない。

（物件の保守）

第10条 賃借人は、物件に障害が発生し保守が必要なときは、直ちに賃貸人に通知し、賃貸人は、仕様書に基づき物件の保守を迅速に行うものとする。

（損害賠償）

第11条 賃貸人は、賃借人の故意又は重大な過失により物件に損害を与えたときは、賃借人に対して損害の賠償を請求することができるものとする。

2 前項の損害賠償の額は賃借人と賃貸人とが協議して定めるものとする。この場合において、賃貸人の付保する動産総合保険で補填される額は、この損害額から控除するものとする。

（賃借人の解除権）

第12条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

一 その責めに帰すべき事由により、賃貸借を履行することができないと明らかに認められるとき。

二 前項に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

三 第15条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

四 賃貸人が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（賃貸人が個人である場合にはその者を、賃貸人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以

下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第12条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、解除部分の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

第13条 貸借人は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 貸借人は、前項の規定により契約を解除したことにより貸借人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、貸借人と貸借人とが協議して定めるものとする。

(貸借人の解除権)

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、貸借人は、この契約を解除することができるものとする。

一 貸借人がこの契約を履行しないとき又は履行しないおそれがあるとき。

二 天災その他貸借人の責めに帰することができない事由により、この契約を履行することができなくなったとき。

2 貸借人は、前項第1号の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を貸借人に請求することができる。

(契約終了時の措置)

第15条 この契約が満了又は解約により終了した場合、賃貸人は物件を撤去及び搬出するものとする。なお、当該作業に要する一切の費用は賃貸人の負担とする。

(立入り)

第16条 賃貸人又は賃貸人の代理人は、この契約の期間中、物件の確認及び保守を行うため、賃借人の了解を得て物件の設置場所へ立入ることができるものとする。この場合、賃貸人又は賃貸人の代理人は、身分証明書を携行又は名札等の表示をする。

(秘密の保持)

第17条 賃貸人又は賃貸人の代理人は、この契約の履行に当たり知り得た賃借人の業務上の情報を第三者に漏らし又は他の目的に使用してはならない。

(その他)

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行について疑義を生じた事項については、賃借人と賃貸人とが協議の上、定めるものとする。

(別紙仕様書)

5 入札心得書

入札及び見積心得書（物品購入等）

（目的）

第1条 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する物品、設備等の購入、修理、売却、運送、広告、保守、印刷、借入等の契約に関する競争入札及び見積りその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札又は見積り）

第2条 競争入札・見積（合せ）について、機構から通知を受けた者（以下「入札参加者等」という。）は、契約書案、仕様書（契約内容説明書を含む。以下同じ。）及び現場等を熟覧の上、所定の書式による入札書又は見積書により入札又は見積りをしなければならない。この場合において、仕様書及び契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書又は見積書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、前項の通知書に示した時刻までに入札箱に投入し、又は提出しなければならない。
- 3 入札書又は見積書は、発注者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書又は見積書在中の旨を朱書し、中封筒に件名及び入札又は見積り日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。
- 4 前項の入札書又は見積書は、入札又は見積り執行日の前日までに到着しないものは無効とする。
- 5 入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるときは、その委任状を提出しなければならない。
- 6 入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札又は見積りに対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。
- 7 入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札（見積）書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第2条の2 入札参加者等は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

- 2 入札参加者等は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - 一 入札又は見積り執行前には、所定の書式による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。
 - 二 入札又は見積り執行中には、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを

受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第2条の3 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(内訳明細書)

第3条 入札又は見積りに当たっては、あらかじめ入札又は見積金額の見積内訳明細書を用意しておかななければならない。

(入札又は見積りの取りやめ等)

第4条 入札参加者等が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札若しくは見積りに参加させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札書又は見積書の引換の禁止)

第5条 入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入し、又は見積書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(入札又は見積りの無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札又は見積りに参加することはできない。

一 委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなしたとき。

二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三 入札又は見積金額の記載を訂正したとき。

四 入札者又は見積者（代理人を含む。）の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。

五 再度の入札又は見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札又は見積りを行ったとき。

六 1人で同時に2通以上の入札書又は見積書をもって入札又は見積りを行ったとき。

七 明らかに連合によると認められるとき。

八 第2条第1項第7号に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

(開札等)

第7条 開札は、機構が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終った後直ちに入札者の面前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。

2 見積りは、見積書提出後、前項の規定を準用して行う。

(落札者の決定)

第8条 競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

2 見積りは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

3 総合評価方式による競争入札の場合は該当案件の入札説明書により落札者を決定するものとする。

(再度の入札又は見積り)

第9条 開札又は見積りの結果、落札者がいないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札又は見積りを行うものとする。

2 前項の再度の入札又は見積りは、原則として1回を限度とする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者等の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札又は見積りに参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(契約内容説明)

第12条 理由なく契約内容の説明に出席しない者は入札又は見積りの希望がないものと認め、入札又は見積りに参加することができない。

(契約書等の提出)

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて

指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第14条 入札参加者等は、入札又は見積り後この心得書、仕様書、契約書案及び契約内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以 上

入札に係る提出書類について

- 1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む）及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、年間委任状及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 3 入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。
 - (1) 代表者本人が入札される場合：名刺など本人を確認できる書類を提出してください。
 - (2) 代理人の方が入札される場合：委任状（年間委任状を提出した復代理人を含む）及び名刺など本人を確認できる書類を提出してください。

名刺をお持ちでない方が入札される場合には、公的機関が発行した本人確認書類（健康保険被保険者証、自動車運転免許証、監理技術者資格者証など）で氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。

名刺又は公的機関が発行した本人確認書類で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめご承知おきください。

なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取扱います。

以 上

6 入札書及び封筒（様式）

入 札 書

金 〇〇〇〇 円也（月額）

ただし、.....平成29年度堺都市再生事務所普通自動車リース.....

入札及び見積心得書（物品購入等）及び入札説明書記載内容を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

印

代 理 人

印

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 西 村 志 郎 殿

封筒様式

表

独立行政法人都市再生機構 西日本支社
支社長 西村志郎 殿
(平成29年度堺都市再生事務所普通自動車リース 入札書)

裏

封
印
住所・連絡先
会社名
氏名
印
※登録番号
印

※競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を必ず記載すること。

提出された入札書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないことから、登録番号の記載漏れ、間違い等については無効となるので注意すること。

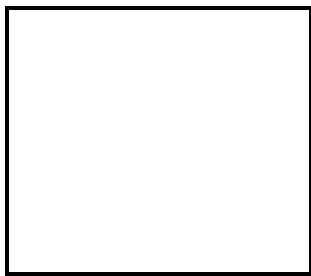
7 使用印鑑届及び委任状 (様式)

独立行政法人都市再生機構西日本支社

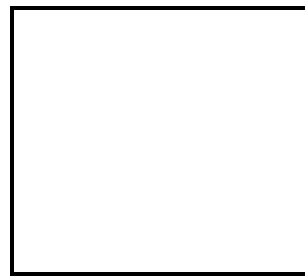
支社長 西 村 志 郎 殿

使 用 印 鑑 届

使用印



実印



上記の印鑑は入札、見積りに参加し、契約の締結並びに代金請求及び受領のために使用したので、お届けいたします。

平成 年 月 日

住 所

商号または名称

代 表 者 名

Ⓔ

添付書類

- ・印鑑証明書 (原本・1通)

委任状様式

委任状

私は _____ を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構西日本支社の発注する「平成29年度堺都市再生事務所普通自動車リース」に関し、下記の権限を委任します。

記

1. 入札及び見積りに関する一切の件

代理人使用印鑑	
---------	--

平成 年 月 日

住所
氏名

印

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 西村志郎 殿